

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(厚生労働省)

対策の柱立て(大区分)	Ⅲ.暮らしの安心・地域活性化	担当部署	社会・援護局 医政局
対策の柱立て(中区分)	1. 暮らしの安心の確保		
対策の柱立て(小区分①)	(5) 台風、豪雨災害等の災害からの復旧等	担当課	総務課(社会・援護局) 指導課(医政局)
対策の柱立て(小区分②)	-		
対策における施策の名称	災害救助費等負担金等の追加		
(事業名)	災害救助費等負担金等	新規/既存	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 既存
平成24年度補正予算額	6.9億円	一般会計/特別会計 (特会の場合には名称も記載)	一般会計
事業の内容 (予算については、 予算の用途及び 予算を交付等する対象者 を明記)	平成24年5月に発生した竜巻や7月の九州北部豪雨などの災害において、災害救助法に基づいて実施した応急救助に要する費用等の一部を負担する。		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他()		
アウトプット指標(進捗指標)	(アウトプット指標による目標) 平成24年度末までに 【災害救助費等負担金】 北海道外10府県に対して、交付決定 6.5億円 【当初予算残額分を含む】		
アウトカム指標(効果指標)	(アウトカム指標による目標) 災害救助費等負担金について、平成24年度末までに 応急仮設住宅の提供(入居戸数) 315戸 住宅の応急修理の完了(完了世帯数) 735戸		
事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール)	【平成24年度】 災害救助費等負担金について、進捗状況等は以下のとおり。 2月下旬 北海道外10府県が国へ交付申請書類を提出 3月18日 熊本県内3団体4施設へ交付決定(0.5億円) 3月27日 国が北海道外10府県へ交付決定(6.5億円) (平成25年6月1日時点の進捗状況) ・実施予定の10都道府県24市町村中、10都道府県24市町村で 実施済み。		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p align="center">【執行スケジュール】</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">国</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="text-align: center;">↑ 2月下旬までに 交付申請書類提出</div> <div style="text-align: center;">↓ 3月中旬交付決定</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">都道府県</div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; margin: 0 10px;">↓</div> <div style="text-align: center;">↓</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">災害による被災者</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">災害発生時、速やかに必要な応急救助を実施 (避難所の設置、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理など) ※救助の一部を府県から市町村に委任された場合は、各市町村により実施 平成24年度末までに完了</p> </div>		
執行早期化のために 講じている工夫	災害救助法に基づく応急救助が適切かつ迅速に行われるよう、災害発生後、速やかに被災県に担当者を派遣して説明会を開催するなどして助言・相談に応じた。		
事業に関するURL (事業実施場所、補助先等)	茨城県庁、平成24年5月竜巻、災害救助法適用 熊本県庁、平成24年7月九州北部豪雨、災害救助法適用		